

ประกาศสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ป.12/2566

เรื่อง หลักเกณฑ์และเงื่อนไขการส่งเสริมการลงทุนในกิจการพัฒนาซอฟต์แวร์
แพลตฟอร์มเพื่อให้บริการดิจิทัล หรือดิจิทัลคอนเทนต์

非公式訳

投資委員会事務局布告

第 Por. 12/2566 号

件名：ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、
またはデジタルコンテンツの開発事業への投資奨励の基準および条件

仏暦 2564 年 (2021 年) 9 月 16 日付資委員会布告 第 Sor. 4/2564 号「デジタル産業への投資奨励の改定」および仏暦 2565 年 (2022 年) 12 月 8 日付投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に基づくソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業への投資奨励を明確化するため、

仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 11 条、第 13 条および第 31 条の権限に基づき、投資委員会に委任された投資委員会事務局はソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業への投資奨励の基準および条件を以下の通り定める。

第 1 項 本布告において

「ソフトウェア」とは、設定したタスクを実行するようにコンピューターまたは電子デバイスに指示するための、コンピュータープログラム、アプリケーション、システム、またはコンピューター言語で書かれた命令セットを指す。

「デジタルサービス提供のためのプラットフォーム」とは、インターネットまたはその他の電子ネットワークを通じてサービスを提供することにより、サービス開発者と利用者との間に情報、製品、サービスを交換するためにデジタルサービス提供に使用するシステム、チャンネル、またはプロセスを指す。

「デジタルコンテンツ」とは、ゲーム、アニメーション、拡張現実 (Augmented Reality) および仮想現実 (Virtual Reality) テクノロジー等の、コンピューターで生成された映像 (Computer Generated) を指す。

第 2 項 投資奨励付与の審査条件

2.1 タイ国内でのソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセス

2.1.1 奨励申請後にタイ国内で新規で立ち上げた、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発のプロジェクトを対象とする。

2.1.2 奨励申請前に開発された製品を導入するプロジェクトの場合は、奨励申請後に今までと異なる新しい機能を開発しなければならない。

2.1.3 奨励申請者はソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発に関するプレゼンテーション資料または研究資料を提出し、少なくとも下記の項目の詳細を示すこと。

- (1) 事業の成り立ちおよび機会
- (2) 奨励申請前に開発された製品を導入するプロジェクトの場合は、奨励申請前に開発された製品のソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの詳細および機能を説明すること。
- (3) 奨励申請後に開発するソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの詳細および機能
- (4) 開発に使用する技術
- (5) タイ国内でのソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発計画 (Timeline)
- (6) 顧客、販売チャネルおよびビジネスモデル (Business Model)
- (7) 経営チームおよび情報技術チーム

2.2 プロジェクトの最低投資金額

奨励申請をするプロジェクトの最低投資金額は、投資奨励申請後の追加雇用である情報技術のタイ人人員の給与費用から計算され、年間 150 万バーツ以上であること。詳細と計算方法は以下の通りである。

2.2.1 情報技術のタイ人人員とは、開発者、プログラマー、システムアナリスト、テスター、ソフトウェアエンジニア、フロントエンド開発者/バックエンド開発者、プロジェクト管理者など、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発を行う役職およびその役割を担う人員である。また、アニメーター、2D アーティスト、3D モデラー、ゲームアーティスト、デザイナー、ビジュアルアーティスト、コンピューターグラフィックなど、デジタルデバイスを使って芸術作品をつくるスキルがある人員 (Digital Artist) を含む。

尚、事務局は成績証明書 (Transcript)、以前にそのような人を雇用していた法人が認定した 1 年以上の関連する職位の在職/退職証明書、信頼できる機関からの合計 6 か月以上の関連トピックに関するトレーニング証明書 (Certificate)、専門資格協会の証明書または事務局が同意した機関からの証明書など情報技術のスキルを表す証拠から情報技術のタイ人人員の資格を検討する。

2.2.2 プロジェクトの投資金額の対象とする情報技術のタイ人人員給与費用は歳入法典の第 40(1) 条に基づく費用から検討する。給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) もしくは源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) に明記された給与から検討し、法人の財務諸表に記載されている会計年度に基づき計算する。

2.2.3 給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D. 1) もしくは源泉徴収申告書 (P.N.D. 1K) に氏名の記載がある正規雇用の人員でなければならない。退職した人員を再雇用する場合、その人員は退職日より 1 年以上その企業に雇用されていれば、奨励申請後の追加雇用とする。

2.3 機械および設備とは、直接にソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発のために使用するハードウェアもしくはソフトウェアを指す。投資奨励を申請するプロジェクトにはそのプロジェク

トの状態に適切かつ適な開発プロセスに使用する機械および設備を有しなければならない。

第3項 以下の業務はソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業への投資奨励付与の対象外とする。

- Web アプリケーション (Web Application) ではないウェブサイト制作
- コンサルティング
- 小売・卸売、輸送、貸付などプラットフォームを通じた自分の製品およびサービスの販売
- ユーザーインターフェース、ソフトウェアまたはプラットフォームの言語の変更・追加など新しい機能を開発しないソフトウェアまたはプラットフォームの改善
- 他のサービス提供者からのハードウェアまたはソフトウェアの調達、インストール、カスタマイズおよびメンテナンス
- データ分析に使用するツールの開発がないデータ受託分析
- ソフトウェアテストに使用するツールの自社開発がないソフトウェアテスト
- 映画、ドラマ、広告、ドキュメンタリー向けのコンピュータグラフィックスまたはブイエフエックスの制作 (映像技法の制作)
- 動画編集
- 音声編集 (Sound Effect)
- Webtoon、スタンプ (Sticker) などのデジタル描画
- デジタル通貨による資金調達 (ICO) などプラットフォーム開発ではないデジタル通貨 (Cryptocurrency) に関するサービス提供
- 企業内で使用するためのソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発
- 新規開発または追加の新機能の開発ではないその他の業務。事務局はケースバイケースで検討する。

第4項 法人所得税免除の上限額の計算

一年毎の法人所得税免除の上限額は、その年度に実際に発生した、奨励申請日からの新規雇用のみの情報技術のタイ人人員の給与費用、タイ人人員向けの情報技術に関する研修訓練の費用、および所定の規格の認証を取得するための費用から計算される。被奨励者がその年度の法人所得税免除の上限額まで完全に法人所得税恩典を利用しない場合、その残り法人所得税免除金額は次年に積み上げ計算されることは出来ない。詳細は以下の通りである。

4.1 奨励申請日からの新規雇用となる情報技術のタイ人人員の給与費用法人所得税免除の上限額は、奨励申請日以前の情報技術のタイ人人員雇用と比較して奨励申請後の雇用する情報技術のタイ人人員の給与費用から計算される。法人所得税免除上限は当該費用の100%とする。尚、法人所得税免除恩典使用を申請する際に、被奨励者が既存雇用および追加雇用を明確に分けて、一人ずつの給与費用を明記した人員名簿のデータを作成しなければならない。

4.2 研修訓練の費用に関しては、法人所得税免除上限は当該費用の200%とする。詳細および条件は以下の通りである。

4.2.1 法人所得税免除金額として費用を計算できる研修訓練は、ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発の情報技術に関する研修訓練でなければならない。研修・訓練の条件および形態は以下の通りである。

(1) 給与所得源泉徴収税申告書 (P.N.D.1) もしくは源泉徴収申告書 (P.N.D.1K) に氏名の記載があるタイ人人員への研修訓練である。奨励申請前に雇用した人員もしくは奨励申請日より新規雇用した人員への研修・訓練でも良い。

(2) 情報技術開発もしくはデジタルコンテンツの設計開発に関するコースでの外部機関による研修訓練 (External Training) またはオンライン研修訓練である。研修訓練終了後に研修訓練コース名を記載した証明書 (Certification) および研修訓練の費用を明記した領収書を得ること。

(3) 職業統合学習 (WiL)、協同教育、デュアル職業訓練、または事務局が同意した情報技術分野でのタイ人人員育成のための協力などの指定協力形態通りの教育機関との協力プロジェクトの下での人材育成の場合、両当事者間が署名した契約や基本合意書 (MOU) 等の企業と教育機関の合意書もしくは証拠を有すること。また、その証拠には研修訓練コース名、研修訓練期間、研修訓練参加人数、およびプロジェクト実施計画を明記すること。

4.2.2 下記の研修訓練の費用は法人所得税免除恩典使用申請の対象とする。

(1) 外部機関による研修訓練またはオンライン研修訓練の場合：コース料金、教材費、研修訓練場所までの交通費、証明書を取得するための受験料

(2) 教育機関との協力プロジェクトの下での人材育成の場合：教材費、交通費、講師料、研修訓練開催の顧問料、証明書を取得するための受験料を含む研修訓練の開催費用となる。研修訓練参加者の手当、宿泊費および食費は対象外とする。

4.2.3 奨励申請後に発生し、法人所得税免除の恩典を申請する会計年度と同じ会計年度に発生する費用でなければならない。

4.2.4 事務局または他の政府機関に他の措置と恩典の重複申請をした費用は対象外とする。

4.2.5 法人所得税免除の恩典使用を申請する際に以下のような証拠を提示しなければならない。

(1) 研修訓練参加者を記載した証明書 (Certification)

(2) 研修訓練の費用を明記した領収書

4.3 初回の ISO29110 規格あるいは CMMI レベル 2 以上の認定、または相当する国際規格の認証を取得するための費用 (認証の更新にかかる費用は含まれていない) に関しては、法人所得税免除上限は当該費用の 100%とする。詳細および条件は以下の通りである。

4.3.1 規格の認証を取得するための費用は以下の通りである。

(1) 認証申請を準備するための研修費および認証の試験料 (Training and Certification)

(2) 以下の通りの、資料用意および認証申請の準備のための顧問料 (Consultation)

- 予備調査/ギャップ分析評価 (Process Health Check/ Gap Analysis) の顧問料

- プロセス定義および活用資料の作成・準備 (Process Definition and Implementation) の顧問料

- 認証取得の評価前の予備審査のための評価の顧問料 / 評価試験料 (Readiness Review/ Go/No-go Appraisal)

(3) 認証書発行機関への認証書申請にかかる費用 (Certifying) 例として審査料 (Benchmark/ Formal Appraisal)、認証申請手数料 (Appraisal Fee) 等である。

4.3.2 奨励申請後に発生し、法人所得税免除の恩典を申請する会計年度と同じ会計年度に発生する費用でなければならない。

4.3.3 事務局または他の政府機関に他の措置と恩典の重複申請をした費用は対象外とする。

4.3.4 法人所得税免除の恩典使用を申請する際に以下のような関連証拠を提示しなければならない。

(1) ISO29110 規格あるいは CMMI レベル 2 以上の認定、または相当する国際規格の認証を取得するためにかかる費用を明記した領収書

(2) 有効期間が残っている認証書、認証を証明する書類もしくは証拠

第 5 項 法人所得税免除恩典の行使

5.1 法人所得税免除の対象収入は、奨励されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発に直接関わる成果となる販売あるいはサービス提供による収入とする。

5.1.1 プロジェクトで開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの設置、テスト、改善、保守を含む開発による収入

5.1.2 プロジェクトで開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの販売による収入

5.1.3 プロジェクトで開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツを利用するためのライセンス料 (License Fee) による収入

5.1.4 プロジェクトで開発されたソフトウェア、またはデジタルサービス提供のためのプラットフォームを利用するための購読料 (Subscription Fee) による収入

5.1.5 プロジェクトで開発されたソフトウェア、またはデジタルサービス提供のためのプラットフォームを利用するための1回限りの使用 (Pay per Use) による収入

5.1.6 プロジェクトで開発されたアプリ内での追加フィーチャー / ファンクションの販売 (In-App Purchase) による収入

5.1.7 ソフトウェアテストのためのプラットフォーム使用による収入、データ分析のためのプラットフォーム使用による収入など、プロジェクトで開発されたデジタルサービス提供のためのプラットフォームのサービス使用による直接収入 (Usage Fee)

5.1.8 契約に基づくソフトウェアまたはデジタルコンテンツの開発料金またはレンタル料金によるレベニューシェア (Revenue Sharing)

5.1.9 プロジェクトで開発されたソフトウェア、プラットフォーム、またはデジタルコンテンツに表示される広告費による収入

尚、法人所得税免除恩典の行使を申請する年度においては、プロジェクトの条件に基づく最低投資金額を有しなければならない。また、既存のソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツから追加開発するプロジェクトの場合、プロジェクトの初めて収入発生日は、プロジェクトの通りに追加開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発の販売あるいはサービス提供を行った日とする。

5.2 法人所得税免除恩典の行使申請の対象外とする収入は以下の通りである。

5.2.1 コミッション料 (Commission) の形態の収入

5.2.2 プロジェクトで開発されたソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツに直接関連していない手数料および費用による収入または分配。例えば、顧問料、ハードウェア調達費、小売業および卸売業を含む製品およびサービスの販売による収入、輸送費など

尚、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2566 年 (2023 年) 10 月 3 日

ナリット・テートサティエラサック

(ナリット・テートサティエラサック)

投資委員会長官